

公益法人会計基準

令和6年12月

内閣府公益認定等委員会

公益法人会計基準

目次

I	財務報告の目的	1
II	総論	3
III	財務諸表体系	4
	第1. 財務諸表の構成要素	4
	第2. 作成すべき財務諸表等	4
	第3. 貸借対照表	4
	第4. 活動計算書	6
	第5. キャッシュ・フロー計算書	8
	第6. 注記	10
	第7. 附属明細書	13
	第8. 財産目録	13
IV	認識及び測定の基準	13
	第1. 金融資産	13
	第2. 棚卸資産	15
	第3. 有形固定資産及び無形固定資産	15
	第4. リース取引	15
	第5. 固定資産の減損	16
	第6. 外貨建取引等	16
	第7. 金融負債	17
	第8. 引当金	18
	第9. 退職給付債務・退職給付引当金	18
	第10. 資産除去債務	18
	第11. 税効果会計	19
	第12. 純資産の区分	19
	第13. 収益	20
	第14. 費用	22

凡例

法令の略称は以下のとおり。

- **認定法**：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）
- **認定規則**：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）
- **法人法**：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）
- **整備法**：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）

公益法人会計基準

令和6年12月20日
内閣府公益認定等委員会

I 財務報告の目的

公益法人の組織の特性

1. 公益法人（公益社団法人又は公益財団法人）は、民間の公益活動によって、公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的として、認定法に基づく認定を受けて公益目的事業を行う非営利の一般法人（一般社団法人又は一般財団法人）である。
（※このほか、本会計基準では、一般法人のうち公益目的支出計画を実施しているもの（移行法人）及び公益認定申請をするものも対象としており、以下ではこれらの法人も含めて公益法人という。）
2. 公益法人は、非営利法人として、外部の資源提供者から反対給付を伴わない資源提供（設立時の財産の抛出、寄付金、補助金、会費等）を受け、これを主な財政的基盤として、当該法人の組織目的を達成するための活動を行うことが一般的である。
公益法人には、資源提供者、債権者、受益者、従業員、ボランティア従事者、地域住民、行政庁といった多様なステークホルダーが存在する。このうち、特に、資源提供者（財産抛出者、寄付者、会員、補助金等の提供主体など）が、公益法人における組織目的を達成するための活動の基盤となる重要なステークホルダーとなる。

公益法人における財務報告の目的

3. 資源提供者は、その資源提供を通じて、公益法人の活動による社会的サービスの提供や社会的課題の解決に向けた取組が進められることを期待している。
この資源提供者が、資源提供を行う意思決定をするに当たっては、その対象となる法人が、その資源提供によって実現したい公益活動を確実に実施できる財政基盤や事業実績を有しているかを把握するための情報が有用である。
また、提供した資源が、資源提供者の期待する活動の推進に寄与しているか（特に、特定の活動目的のための資源を提供している場合、その活動目的に資源が適切に使用されているか）を把握することは、資源提供者にとって大きな関心事項である。
4. これを法人の側から見れば、組織目的を達成するための資源を獲得するため、資源提供者の意思決定に有用な財務情報を提供することが重要である。また、提供を受けた資源が有効かつ効果的に使用され、資源提供者の期待する公益目的の実現に寄与していること（特に、特定の活動目的のために提供された資源がその活動目的のために適切に使用されていること）について、いわば資源の受託者としての説明責任を有していると考えられる。
このように、非営利法人である公益法人における財務報告は、その活動基盤となる資源提供者を念頭に置いた情報（資源提供者の意思決定に有用な情報、資源の受託者としての説明責任を果たすための情報）を提供することが主要な目的となる。

5. 上記のような寄付者等の直接の資源提供者に加え、公益法人が受けている税制上の優遇措置は、政府への納税行為を通じて間接的に納税者等から財務資源が付託されているものとも考えられることから、資源提供者としては、国民や地域社会も念頭に置く必要がある（行政庁は、こうした国民や地域社会からの付託を受け、法令に基づく審査・監督を担うものであると考えられる。）。こうした広範な資源提供者のニーズを考慮した財務報告を行うことで、資源提供者以外の公益法人のステークホルダーの多様なニーズにも対応していくことにつながるものと考えられる。

財務報告における情報ニーズ

6. 財務報告の目的を上記のように認識すると、財務報告が対応すべき情報ニーズは、以下の三つが考えられる。

（資源提供者の意思決定に有用な情報としては①及び②が、資源の受託者としての説明責任に関する情報としては②及び③が、主要な情報ニーズとして想定される。）

① 公益法人の継続的活動能力に関する情報

公益法人が継続的にサービスを提供するための組織基盤に関する情報。組織の経済的資源・債務・純資産に関する情報（ストック情報）がこれに対応する。

② 公益法人の組織活動（提供サービス及びその有効性・効率性）

公益法人の活動実績（資源獲得・資源投入）などに関する情報。組織の活動実績に関する情報（フロー情報）がこれに対応する。

③ 資源提供目的との整合性に関する情報

提供された資源が適切に利用されているか、特に、特定の活動目的のために提供された資源が指定された用途に合致・整合した形で利用されているかなどに関する情報。用途制約の課された資源に関する情報、法令に基づく公益法人としての財務規律に関する情報などがこれに対応する。財務規律に関するものなど公益法人として法令に基づき開示すべき情報は、認定法等の規定に基づき適切な開示が行われる必要がある。

公益法人の責務としての財務報告

7. 認定法において「公益法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示など、運営の透明性の向上に努めなければならない」ことが定められている（第3条の2）ように、公益法人が財務報告を適正に行うことは、法令に基づく公益法人の適正な運営の基盤となるものである。

II 総論

目的及び適用範囲

8. この会計基準は、公益法人の財務諸表、注記、附属明細書及び財産目録の作成の基準を定め、公益法人の健全なる運営に資することを目的とする。

ここに定めのない事項については、公益法人が、財務報告の目的を達成できるように自ら置かれている状況に照らして必要な会計処理を適切に行う。

継続組織の前提

9. この会計基準は、公益法人が継続して活動することを前提としている。したがって、組織の清算や全事業の廃止など、組織の継続を予定していない場合には、この会計基準は適用されない。

会計方針

10. 公益法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続を会計方針という。会計方針は、正当な理由により変更を行う場合を除き、每期継続して適用する。正当な理由により変更を行う場合は、次のいずれかに分類される。

(1) 会計基準の改正に伴う会計方針の変更

会計基準の改正によって特定の会計処理の原則及び手続が強制される場合や、従来認められていた会計処理の原則及び手続を任意に選択する余地がなくなる場合など、会計基準の改正に伴って行う会計方針の変更をいう。会計基準の改正には、既存の会計基準の改正又は廃止のほか、新たな会計基準の設定も含まれる。なお、会計基準に早期適用の取扱いが定められており、これを適用する場合も、会計基準の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う。

(2) (1)以外の正当な理由による会計方針の変更

正当な理由に基づき自発的に行う会計方針の変更をいう。

重要性

11. 重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができる。

12. 重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。

(1) 消耗品、貯蔵品等のうち、金額に重要性が乏しいものについては、その買入時又は払出時に経常費用として処理する方法を採用することができる。

(2) 取得価額と債券金額との差額について金額に重要性が乏しい満期保有目的の債券については、償却原価法を適用しないことができる。

(3) 寄付等によって受け入れた金額に重要性が乏しい場合、資源提供者からの制約が課された期間が当該事業年度末までの場合には、当該寄付によって増加した純資産を指定純資産の増加額としないで、一般純資産の増加額として処理することができる。

(4) 法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。

なお、財産目録の表示にあたって重要性の原則が適用される。

事業年度

13. 公益法人の事業年度は、定款で定められた期間によるものとする。

会計区分

14. 公益法人は、法令により、必要と認めた場合には会計区分を設けなければならない。

Ⅲ 財務諸表体系

第1. 財務諸表の構成要素

15. 公益法人の財務報告における財務諸表の構成要素は、資産、負債、純資産、収益、費用とする。

- (1) 資産とは、過去の取引又は事象の結果として、公益法人が支配している経済的資源であり、将来の経済的便益又はサービス提供能力をもたらすものをいう。
- (2) 負債とは、過去の取引又は事象の結果として、公益法人が資産を放棄する、若しくは引渡しを行う、又は用役を提供する義務をいう。
- (3) 純資産とは、公益法人に帰属する経済的資源の純額をいい、資産と負債の差額として表されるものをいう。
- (4) 収益とは、純資産（基金及び評価差額等を除く。）を増加させる項目であり、資産の増加や負債の減少に伴って生じる。
- (5) 費用とは、純資産（基金及び評価差額等を除く。）を減少させる項目であり、資産の減少や負債の増加に伴って生じる。

第2. 作成すべき財務諸表等

16. 公益法人は、次の各号に掲げる財務諸表及びその注記、附属明細書並びに財産目録を作成しなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 活動計算書
- (3) キャッシュ・フロー計算書

第3. 貸借対照表

貸借対照表の作成目的

17. 貸借対照表は、公益法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日における全ての資産、負債及び純資産を示すものである。

表示区分及び記載の基準

18.

- (1) 貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部の三区分に分かち、更に資産の部を流動資産及び固定資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に区分する。
- (2) 資産、負債及び純資産は、適切な区分、配列、分類及び評価の方法に従って記載する。
- (3) 資産、負債及び純資産は、総額によって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は純資産の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない。

資産及び負債並びに純資産の配列

19.

- (1) 貸借対照表は、資産と負債の差額として純資産の金額を示すものとする。
- (2) 資産及び負債の項目の配列は、原則として、流動性配列法によるものとする。

貸借対照表科目の分類

20.

- (1) 資産は、流動資産に属する科目及び固定資産に属する科目に分類する。
- (2) 負債は、流動負債に属する科目及び固定負債に属する科目に分類する。
- (3) 資産、負債及び純資産の各科目は、明瞭に分類する。

資産及び負債の表示項目

21. 資産及び負債の科目について、組織や事業の種類、規模等に応じて科目を設定することができる。また、科目及び金額の重要性が乏しい場合には他の項目に属する資産と一括して表示することができる。

固定資産の表示方法

22. 固定資産に属する資産は、有形固定資産、無形固定資産、その他固定資産に分類する。

23. 有形固定資産及び無形固定資産は、減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した未償却残高及び差引残高を記載する。

純資産の表示項目

24. 純資産は、次の各号に掲げる項目に従い、当該純資産を示す名称を付した区分の科目をもって表示する。なお、(1)、(2)、(4)がない場合には、区分は省略することができる。

- (1) 基金
- (2) 指定純資産
- (3) 一般純資産
- (4) その他有価証券評価差額金

また、その他有価証券評価差額金については、財源区分別の内訳を内書きとして記載する。

流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について

25. 公益法人の通常の事業活動により発生した未収金、前払金、未払金、前受金等の債権及び債務は、流動資産又は流動負債に属する。ただし、これらの債権のうち、破産債権、再生債権、更生債権及びこれらに準ずる債権であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年内（以下「1年内」という。）に回収されないことが明らかなものは、その他固定資産に属する。

26. 借入金、受入保証金、資産除去債務、当該公益法人の通常の事業活動以外によって

発生した未収金、未払金等の債権及び債務で、1年内に入金又は支払の期限が到来するものは、流動資産又は流動負債に属するものとし、入金又は支払の期限が1年を超えて到来するものは、その他固定資産又は固定負債に属する。

27. 現金及び預金は、原則として、流動資産に属するが、預金については、1年内に満期日が到来するものは、流動資産に属するものとし、満期が1年を超えて到来するものは、その他固定資産に属する。

28. 売買目的有価証券、1年内に満期の到来する債券等は流動資産に属するものとし、それ以外の有価証券はその他固定資産に属する。

29. 商品等の棚卸資産は、流動資産に属するものとし、公益法人がその事業を行うために所有し、かつ、その加工又は販売を予定しない財貨は、固定資産に属する。

なお、固定資産のうち残存耐用年数が1年内となったものも流動資産とせず固定資産に含める。

貸借対照表の注記

30. 貸借対照表について、法令に基づき会計区分別内訳を注記する。なお、認定法第19条第1項ただし書きに該当する公益法人は、当該内訳の注記を省略することができる。

31. 資産及び負債の状況を、科目ごとに表示し、名称、使用目的の他、基本財産、公益目的保有財産等の目的区分を注記する。

32. 使途拘束資産（控除対象財産）の内訳と増減額及び残高を注記する。使途拘束資産とは、法人の機関決定により使途の制約を課した資産（資源提供者により使途の制約を課されて提供された資産を含む。）であり、法令における控除対象財産が該当する。

第4. 活動計算書

活動計算書の作成目的

33. 活動計算書は、公益法人の活動状況を明らかにするため、一会計期間に属する公益法人の全ての収益及び費用の増減並びにその結果としての純資産の変動を示すものである。

表示区分

34. 活動計算書の表示区分は、次の各号による。

- (1) 活動計算書には、経常的な活動を示す経常活動区分、その他の活動を示すその他活動区分を設ける。
- (2) 収益及び費用は、総額によって記載することを原則とし、収益の項目と費用の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を活動計算書から除去してはならない。

活動計算書科目の分類

35. 経常活動区分では、経常的な活動から生じた収益及び費用を記載して、経常収益費

用差額を示す。

36. その他活動区分では、固定資産売却損益、減損損失、災害損失等の経常活動により発生する項目以外の項目を記載してその他収益費用差額を計算し、経常収益費用差額と合算して当期収益費用差額を算定する。公益法人において、法人税等の納付義務が発生する場合又は税効果会計による会計処理を行う場合には、税引前当期収益費用差額を示し、これに法人税、住民税及び事業税の額並びに法人税等調整額を加減して当期収益費用差額を示す。
37. 臨時的項目及び過年度修正項目については、その他活動区分に記載する。なお、その他活動区分に属する項目であっても、金額の僅少なもの又は每期経常的に発生するものは、経常活動区分に記載することができる。
38. 経常活動区分とその他活動区分については、経常的な活動として、寄付等の受け入れ活動を行っている場合には、現実の寄付の受け入れが数年に1回である場合にも、活動に経常性があるものとして、経常活動区分に記載する。
39. 事業収益、寄付金収益等については、当期の収益として認識された額をそれぞれ適切な名称を付して表示する。

活動別分類

40. 費用科目については、活動別分類により表示する。活動別分類とは、費用科目分類の一つでその活動に注目し、活動ごとに分類する方法である。活動には、個々の事業活動及び管理活動が含まれる。
41. 費用の按分については、単一の活動に起因する直接費は、その活動に直課することとし、複数の活動に共通に発生する間接費は、それらの活動に配賦する。
42. 費用配賦の方法は、每期継続して採用し、費用を配賦する方法を選択する際には、適用可能で適正な配賦基準を決定する。配賦基準には、例えば、以下のものがある。
 - (1) 建物面積比（活動によって利用している面積など）
 - (2) 従業員数比（従業員の各活動に関連する人数）
 - (3) 従事割合（従業員の各活動に関連する時間数）
 - (4) 使用割合（所要時間、使用された容量、活動の使用量など）
43. 管理費には、例えば、以下のものがある。
 - (1) 社員総会・評議員会・理事会の開催費、理事・監事・評議員に対する報酬、会計監査人に対する監査報酬等のガバナンス費用
 - (2) 給与管理、予算作成及び経理、情報技術、人事部門の費用
 - (3) 財務に係る費用

活動計算書の表示科目

44. 経常収益費用差額に含まれる収益の表示科目は、事業収益等の発生源を示す名称を付した科目をもって表示する。
45. その他収益費用差額に含まれる収益の表示科目は、固定資産売却益等の発生源を示す名称を付した科目をもって表示する。
46. 経常収益費用差額に含まれる費用の表示科目は、活動別を示す名称を付した科目をもって表示する。
- (1) 事業費（個別の事業活動の名称を付す。）
 - (2) 管理費
47. その他収益費用差額に含まれる費用の表示科目は、固定資産売却損等の発生源を示す名称を付した科目をもって表示する。

活動計算書の注記

48. 活動計算書の注記として、財源区分別の注記を設ける。財源区分別は、一般純資産と指定純資産とする。ただし、指定純資産区分に該当する純資産がないときは、注記を省略できる。
49. 活動計算書の財源区分別内訳注記における一般純資産区分について、法令に基づく会計区分及び事業区分別の内訳を注記する。
50. 指定純資産の残高がある場合には、その内訳と増減額及び残高を注記する。
51. 指定純資産に、法令で定める指定寄附資金がある場合には、受入年度別残高及び支出見込みを注記する。
52. 事業費・管理費の形態別科目による内訳を注記する。科目は、組織や事業の種類、規模等に応じて設定することができる。

純資産間の振替について

53. 純資産間（財源区分間）について、原則として指定純資産から一般純資産への振替はしない。ただし、資源提供者から用途の制約を受けた資源である指定純資産について、やむを得ない事情により指定された用途に使用できなくなった場合には、指定純資産から一般純資産への振替を行う。
54. 純資産間の振替がなされた場合には、貸借対照表の注記に振替金額及び理由を記載する。

第5. キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書の作成目的

55. キャッシュ・フロー計算書は、公益法人の一会計期間におけるキャッシュ・フロー

の状況を報告するため、キャッシュ・フローを一定の活動区分別に示すものである。

キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲

56. 公益法人のキャッシュ・フロー計算書が対象とする資金の範囲は、現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物とする。要求払預金は、当座預金、普通預金、通知預金及びこれらの預金に相当する郵便貯金とする。現金同等物は、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資とする。なお、寄付者等により用途の制約（機関決定による制約も含む）のある現金及び現金同等物については除く。

57. キャッシュ・フロー計算書の資金の期末残高と貸借対照表上の科目との関連性及び重要な非資金取引については注記する。

表示区分

58. キャッシュ・フロー計算書には、事業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローの区分を設ける。

キャッシュ・フロー計算書の表示科目

59. キャッシュ・フロー計算書の科目は、組織や事業の種類、規模等に応じて科目を設定することができる。

事業活動によるキャッシュ・フローの区分

60.

(1) 事業活動によるキャッシュ・フローの表示方法には、直接法と間接法がある。直接法による表示方法とは、公益法人の通常の事業の実施に係る資金の状態を表すため、サービスの提供等による収入、事業費支出等、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する方法である。

一方、間接法による表示方法とは、活動計算書の税引前当期収益費用差額に非資金損益項目や、投資活動や財務活動の区分に含まれる損益項目を加減して表示する方法である。非資金取引項目はキャッシュ・フローを伴わない取引のうち、翌事業年度以降のキャッシュ・フローに重要な影響を与える取引項目をいう。

(2) 直接法による場合において、寄付金等については、法人がその事業を行うことを前提に財源として提供される資金であるので、事業活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。

用途拘束資産として受け入れた寄付金等については、原則として事業活動によるキャッシュ・フローの区分に計上し、同額を投資活動によるキャッシュ・フローの区分の投資活動支出としての「用途制約のある資産の取得支出」に計上する。

(3) 法人税等に係るキャッシュ・フローは、事業活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。

(4) 受取利息、受取配当及び支払利息はいずれも事業活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する方法とする。

投資活動によるキャッシュ・フローの区分

61.

- (1) 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、固定資産の取得等、将来に向けた活動基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表すため、公益法人の通常の事業活動の実施の基礎となる固定資産の取得及び売却、投資資産の取得及び売却等によるキャッシュ・フローを記載する。
- (2) 投資活動によるキャッシュ・フローは、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額表示する方法による。ただし、公益法人の通常の事業活動として実施される、例えば、以下のようなものは事業活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。
 - ① 資金の貸付けを業務とする公益法人が行う貸付支出
 - ② 出資により研究資金を供給することを業務とする公益法人が行う出資

財務活動によるキャッシュ・フローの区分

62. 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額表示する。

利息の表示

63. 利息の受取額及び支払額は、総額で表示する。

換算差額の表示

64. 資金に係る換算差額は、他と区別して表示する。

重要な非資金取引

65. キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。
- (1) ファイナンス・リース取引によるリース資産の取得
 - (2) 固定資産の受贈（直接法による場合）

第6. 注記

66. 公益法人の財務諸表は、情報利用者にとって分かりやすい形で財務諸表本体を作成するとともに、情報利用者のニーズに応えるため、注記に詳細な情報を含める。

67. 財務諸表の注記は以下のように行う。

- (1) 公益法人の財務諸表には、重要な会計方針、重要な後発事象、固有の表示科目の内容その他公益法人の状況を適切に開示するために必要な事項を注記する。
- (2) 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載する。その他第68項(2)・(3)、第74項から第76項の注記事項については、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。該当事項がない場合は、注記の見出しを設けた上で該当事項がない旨を記載する必要はなく、見出しごと省略できる。

- (3) 固有の表示科目の内容その他公益法人の状況を適切に開示するために必要な事項の注記は、次のものがある。
- ・重要性にかかわらず記載する事項
 - ・注記すべき事項が発生した場合に記載する事項
 - ・項目に重要性がある場合に記載する事項

重要な会計方針等の注記

68. 重要な会計方針、表示方法又は会計上の見積りの変更を行った場合には、重要な会計方針の次に、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 会計処理の原則又は手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
- (2) 表示方法を変更した場合には、その内容
- (3) 会計上の見積りの変更を行った場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

69. 注記する会計方針の例としては次のものがある。

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- (4) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
- (5) 引当金の計上根拠及び計上基準
- (6) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
- (7) 消費税等の会計処理
- (8) その他財務諸表作成のための基本となる事項

70. 表示方法とは、公益法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を示すために採用した表示の方法（注記による開示を含む。）をいい、財務諸表の科目分類、科目配列及び報告様式が含まれる。

71. 会計上の見積りとは、資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出することをいう。

重要な後発事象の注記

72. 財務諸表には、その作成日までに発生した重要な後発事象（貸借対照表日後に発生した事象で、次期以降の財政状態及び活動運営状況に影響を及ぼすものをいう。以下同）を注記する。

73. 重要な後発事象の例としては、次のようなものがある。

- (1) 主要な業務の開始又は廃止
- (2) 国又は地方公共団体からの補助金交付、寄付者からの寄付金交付の重大な変更
- (3) 火災、出水等による重大な損害の発生

固有の表示科目の内容その他公益法人の状況を適切に開示するために必要な事項の注記

74. 重要性にかかわらず記載する事項としては、以下のものがある。

- (1) 貸借対照表会計区分別内訳
- (2) 資産及び負債の状況
- (3) 活動計算書財源区分別内訳
- (4) 活動計算書会計区分及び事業区分別内訳
- (5) 事業費及び管理費の形態別区分

75. 注記すべき事項が発生した場合に記載する事項としては、以下のものがある。

- (1) 継続組織の前提に関する注記
- (2) 使途拘束資産（控除対象財産）の内訳と増減額及び残高
- (3) 有形固定資産及び無形固定資産の内訳と増減額及び残高
- (4) 担保に供している資産
- (5) 保証債務等の偶発債務
- (6) 引当金の内訳と増減額及び残高
- (7) 補助金等の内訳、交付者と増減額及び残高
- (8) 指定純資産の内訳と増減額及び残高
- (9) 指定純資産のうち指定寄附資金の受入年度別残高及び使用見込み
- (10) 基金の増減額及び残高
- (11) 代替基金の増減額及び残高
- (12) 純資産間の振替額
- (13) キャッシュ・フロー計算書の注記
- (14) 重要な後発事象

76. 項目に重要性がある場合に記載する事項としては、以下のものがある。なお、対象となる会計事象や取引が存在していても、財務諸表利用者にとって金額的側面や質的側面から重要性が乏しいと判断される場合には、記載を省略することができる。

- (1) 資産に係る引当金を直接控除した場合の各資産の資産項目別の引当金の金額
- (2) 借入金の内訳と増減額及び残高
- (3) 資産除去債務に関する注記
- (4) 退職給付債務に関する注記
- (5) 関係会社（子会社及び関連会社）に対する金銭債権又は金銭債務
- (6) 固定資産の減損損失に関する注記
- (7) 税効果会計に関する注記
- (8) リース取引に関する注記
- (9) 金融商品の状況に関する注記
- (10) 賃貸等不動産の時価等に関する注記
- (11) 関連当事者との取引の内容
- (12) その他公益法人の資産、負債及び純資産の状態並びに純資産増減の状況を明らかにするために必要な事項

第7. 附属明細書

附属明細書の内容

77. 附属明細書は、当該事業年度における貸借対照表及び活動計算書に係る事項を表示するものとする。

附属明細書の構成

78. 附属明細書は、次の各号に掲げる事項の他、貸借対照表及び活動計算書の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

- (1) 有形固定資産及び無形固定資産の明細
- (2) 引当金の明細
- (3) 財務規律適合性に係る明細

79. 上記第78項 (1) 有形固定資産及び無形固定資産の明細及び (2) 引当金の明細の内容を財務諸表の注記に記載している場合には、附属明細書においては、その旨の記載をもって内容の記載は省略することができる。

第8. 財産目録

財産目録の内容

80. 財産目録は、貸借対照表日における全ての資産及び負債につき、その名称、数量、使用目的、価額等を詳細に表示するものでなければならない。

財産目録の内容を財務諸表の注記に記載している場合には、その記載を財産目録とみなすことができる。

財産目録の区分

81. 財産目録は、貸借対照表の区分に準じ、資産の部と負債の部に分かち、純資産の額を示さなければならない。

財産目録の価額

82. 財産目録の価額は、貸借対照表記載の価額と同一とする。

IV 認識及び測定の基準

第1. 金融資産

83. 金融資産とは、現金預金、未収金及び貸付金等の金銭債権、株式その他の出資証券及び公社債等の有価証券並びに先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及びこれらに類似する取引（以下「デリバティブ取引」という。）により生じる正味の債権等をいう。

金銭債権の貸借対照表価額

84. 金銭債権の貸借対照表価額は、取得価額を基に計上する。

未収金、貸付金等の債権の貸借対照表価額は、取得価額から貸倒引当金を控除した金額とする。貸倒引当金は、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて区分し、それぞれ区分ごとの貸倒見積高をもって計上する。

有価証券の取得価額

85. 有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算し、これに総平均法等の方法を適用して算定した金額とする。

有価証券の保有目的区分と評価方法

86. 有価証券は、公益法人が保有する目的により、次のように区分し、それぞれの評価方法により処理した評価額をもって貸借対照表価額とする。

売買目的有価証券

87. 売買目的有価証券とは、市場価格の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいい、当該市場価格をもって貸借対照表価額とし、評価差額及び売却差額は活動計算書上の経常活動区分の部において、有価証券運用益又は有価証券運用損の科目により計上する。

満期保有目的の債券

88. 満期保有目的の債券とは、満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債、その他の債券をいい、取得価額をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。

89. 償却原価法とは、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、当該差額に相当する金額を償還期に至るまで每期一定の方法で貸借対照表価額に加減する方法をいう。なお、この場合には、当該加減額を受取利息に含めて処理する。取得価額と債券金額との差額に重要性が乏しい場合には、償還時点において差額を当期の収益費用差額として認識することができる。

子会社株式及び関連会社株式

90. 子会社株式とは、他の会社の議決権の50%超を保有した会社の株式をいう。このほか、当該公益法人が直接的又は間接的に、他の会社の財務及び営業又は事業の方針を決定する意思決定機関を支配している場合の当該他の会社の株式を含む。

91. 関連会社株式とは、他の会社の議決権の20%以上50%以下を保有した会社の株式をいう。このほか、当該公益法人が直接的又は間接的に、他の会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して、重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社の株式を含む。

92. 子会社株式及び関連会社株式は、取得価額をもって貸借対照表価額とする。

その他有価証券

93. 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社及び関連会社株式以外の有価証券は、その他有価証券といい、市場価格のあるものについては当該市場価格をもって貸借対照表価額とし、評価差額は純資産の部にその他有価証券評価差額金の区分を設け

て計上し、翌期首に取得価額に洗い替える。市場価格のないものについては、取得価額をもって貸借対照表価額とする。なお、税効果会計による会計処理を行う場合には、当期有価証券評価差額金は、税効果会計による調整後の金額を計上する。また、売却差額は、活動計算書のその他活動区分の部に投資有価証券売却益、投資有価証券売却損の科目により計上する。

デリバティブ資産

94. デリバティブ取引により生じる正味の債権は、市場価格をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、当期の収益費用差額として処理する。

第2. 棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法

95. 商品等の棚卸資産については、原則として購入代価に引取費用等の付随費用を加算し、これに個別法、先入先出法、総平均法等のうちあらかじめ定めた方法を適用して算定した取得価額をもって貸借対照表価額とする。

期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とする。

第3. 有形固定資産及び無形固定資産

有形固定資産の貸借対照表価額

96. 有形固定資産については、その取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。

97. 有形固定資産の取得原価は、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含めて算定した金額とする。

無形固定資産の貸借対照表価額

98. 無形固定資産については、当該資産の取得のために支出した金額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。

減価償却

99. 有形固定資産は、当該資産の取得原価を耐用年数にわたり配分し、無形固定資産は、当該資産の取得原価を有効期間にわたり配分する。減価償却方法は、定額法、定率法、その他資産の将来の経済的便益の費消予測を反映した方法によるものとする。

第4. リース取引

100. リース取引とは、特定の物件の所有者である貸手が、その物件の借手に対し、リース期間にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、リース料を貸手に支払う取引をいう。

ファイナンス・リース取引

101. リース契約に基づくリース期間の中途において契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、契約に基づきリース物件からもた

らされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をファイナンス・リース取引という。このうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるものを所有権移転ファイナンス・リース取引といい、それ以外のものを所有権移転外ファイナンス・リース取引という。ファイナンス・リース取引は、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行う。

オペレーティング・リース取引

102. オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。オペレーティング・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行う。

第5. 固定資産の減損

適用対象資産

103. 適用対象資産は、固定資産とする。また、金融資産、繰延税金資産については、個別の項において、評価に関する規定が設定されているため適用しない。

資産の区分

104. 資産の区分は資金生成資産と非資金生成資産とする。資金生成資産とは、当該資産又は資産グループの使用と直接結び付いて生み出される将来キャッシュ・フローにより、投資の回収を予定する資産又は資産グループをいう。非資金生成資産とは、資金生成資産以外の資産又は資産グループをいう。

減損損失の認識と測定

105. 資産又は資産グループ（以下「資産等」という。）について、以下の3ステップで減損会計を適用する。

- (1) 資金生成資産と非資金生成資産と区分して減損の兆候の有無を判断する。
- (2) 減損の兆候がある場合には、減損の存在が相当程度確実と認められるか否かで減損を認識するかどうかを判定する。
- (3) 減損損失を認識すべきであると判定された資産等について減損額の測定を行う。

第6. 外貨建取引等

106. 外貨建取引とは、売買価額その他取引価額が外国通貨で表示されている取引をいう。外貨建取引には、契約上の債権額又は債務額が外国通貨で表示されている金銭債権債務を含む。

107. 外貨建取引は、原則として、当該取引発生時の為替相場による円換算額をもって記録する。

108. 在外事務所における外貨建取引については、原則として、主たる事務所と同様に処理する。ただし、外国通貨で表示されている在外事務所の財務諸表に基づき公益法人の財務諸表を作成する場合には、在外事務所の財務諸表の費用及び収益（費用性資産の費用化額及び収益性負債の収益化額を除く。）の換算については、期中平均相場によ

ることができる。

貸借対照表価額

109. 外国通貨、外貨建金銭債権債務及び外貨建有価証券については、決算時において、次の区分ごとの換算額をもって貸借対照表価額とする。

- (1) 外国通貨については、決算時の為替相場による円換算額
- (2) 外貨建金銭債権債務については、決算時の為替相場による円換算額
- (3) 外貨建有価証券の換算額については、保有目的による区分に応じ、次により換算した額
 - ① 満期保有目的の債券については、決算時の為替相場による円換算額。換算差額は、経常収益又は経常費用に計上する。
 - ② 売買目的有価証券、その他有価証券については、外国通貨による市場価格を決算時の為替相場により円換算した額。市場価格を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券については、取得原価又は償却原価を決算時の直物為替相場により換算する。換算差額は、有価証券評価差額金に含めて処理する。
 - ③ 子会社株式・関連会社株式については、取得時の為替相場による円換算額。

外貨建有価証券の減損

110. 市場価格のない外貨建有価証券等については、実質価額の著しい低下により評価額の引下げが求められる場合には、当該有価証券の実質価額は外国通貨による実質価額を決算時の為替相場により円換算した額とし、その結果生じる換算差額を評価差額とはせず、活動計算書のその他活動区分の部に投資有価証券評価損の科目により計上する。なお、実質価額の著しい低下は、外貨建ての実質価額と外貨建ての取得価額を比較して判定する。

111. 市場価格のある外貨建有価証券については、市場価格の著しい下落かつ回復する見込みがあると認められないことにより評価額の引下げが求められる場合には、当該有価証券の市場価格は外国通貨による市場価格を決算日の為替相場により円換算した額とし、その結果生じる換算差額を活動計算書のその他活動区分の部に投資有価証券評価損の科目により計上する。なお、市場価格の著しい下落は、外貨建ての市場価格と外貨建ての取得価額を比較して判定する。

第7. 金融負債

金融負債

112. 金融負債とは、未払金、借入金等の金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等をいう。

金銭債務

113. 未払金、借入金その他の金銭債務は、債務額をもって貸借対照表価額とする。

デリバティブ負債

114. デリバティブ取引により生じる正味の債務は、市場価格をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、当期の収益費用差額として処理する。

第8. 引当金

115. 引当金として、以下のものを計上する。

- (1) 将来の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当該金額を引当金として負債に計上するとともに、当期の負担に帰すべき金額を費用に計上する。ただし、引当金のうち資産に係る引当金の場合は、資産の控除項目として計上する。
- (2) 発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することができない。

116. 引当金には、例えば、以下のものがある。

- (1) 貸倒引当金
- (2) 賞与引当金
- (3) 退職給付引当金
- (4) 債務保証損失引当金

第9. 退職給付債務・退職給付引当金

退職給付制度の会計処理

117. 確定給付制度の会計処理について、退職金規程等の定めに基づく退職一時金、厚生年金基金及び確定給付企業年金の退職給付制度を採用している公益法人にあっては、退職時に見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を退職給付債務又は退職給付引当金として計上する。

118. 公益法人が拠出後に追加的な負担が生じない確定拠出制度については、当該制度に基づく要拠出額である掛金をもって費用処理する。

第10. 資産除去債務

119. 資産除去債務とは、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものをいう。この場合の法律上の義務及びそれに準ずるものには、有形固定資産を除去する義務のほか、有形固定資産の除去そのものは義務でなくとも、有形固定資産を除去する際に当該有形固定資産に使用されている有害物質等を法律等の要求による特別の方法で除去する義務も含まれる。

貸借対照表価額

120. 資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した時に負債として計上する。なお、資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積もることができない場合には、これを計上せず、当該債務額を合理的に見積もることができるようになった時点で負債として計上する。

121. 有形固定資産の除去とは、有形固定資産を用役提供から除外することをいう（一時

的に除外する場合を除く。)。除去の具体的な態様としては、売却、廃棄、リサイクルその他の方法による処分が含まれるが、転用や用途変更は含まれない。

122. 資産除去債務は、それが発生した時に有形固定資産の除却に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積もり、割引後の金額（割引価値）で算定する。

除去費用

123. 資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務を負債として計上した時に、当該負債の計上額と同額を、関連する有形固定資産の帳簿価額に加える。資産計上された資産除去債務に対応する除却費用は、減価償却を通じて、当該有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に費用配分する。

124. 時の経過による資産除去債務の調整額は、その発生時の費用として処理する。当該調整額は、期首の負債の帳簿価額に当初負債計上時の割引率を乗じて算定する。

第 1 1. 税効果会計

125. 税効果会計とは、会計上の資産又は負債の額と法人税法等に基づく課税所得計算上の資産又は負債の額が異なる場合に、法人税等の額を適切に期間配分して、法人税等を控除する前の収益費用差額と法人税等を合理的に対応させるための手続をいう。

126. 公益法人が、収益事業等を実施している場合は、税効果会計を適用する。ただし、収益事業にかかる課税所得の額に重要性が乏しい場合、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。

127. 繰延税金資産は、将来の税金負担額を軽減することができると認められる範囲内で計上するものとし、その範囲を超える額については控除する。

第 1 2. 純資産の区分

純資産構成

128. 純資産は、主に、公益社団法人に拠出された基金や資源提供者との合意等に起因して用途の制約を受ける資源、活動目的を達成する観点から自らの判断で用途を決定できる資源及び評価差額金から構成される。公益法人の財務報告では、こうした資源の性格の違いを反映し、純資産を区分表示する。

基金

129. 公益社団法人及び一般社団法人が法人法第 131 条で定める基金を設ける場合、同制度により調達した資金については、純資産の部に計上する。また、基金を返還する場合、返還相当額を代替基金として純資産の部の一般純資産区分に計上しなければならない。

指定純資産

130. 指定純資産は、資源提供者との合意により、用途の制約を受ける資源をいう。制約

とは、提供を受けた資源の用途、処分、保有形態又は使用時期について制約が課されている状態をいう。資源流入時点での用途の制約は、制約の解除の時まで、その効果が認められる。ただし、やむを得ない事情により指定された用途に使用できなくなった場合には、指定純資産から一般純資産への振替を行うこととする。

131. 指定純資産には、以下のものが含まれる。

- (1) 特定の目的の支出を前提として受け入れる寄付金、助成金・補助金
- (2) 償却性資産、非償却性資産を問わず、固定資産の取得に充てられることを前提に受け入れる寄付金、助成金・補助金

一般純資産

132. 一般純資産は、公益法人が自らの活動目的を達成する観点から自ら用途を決定できる資源をいう。

その他有価証券評価差額金

133. その他有価証券評価差額金は、売買目的有価証券、満期保有目的債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券や合資会社・合同会社の出資などに該当するものの貸借対照表価額と市場価格の差額を、貸借対照表の純資産の部に計上するための勘定科目である。

関連する投資損益等の取扱い

134. 指定純資産を原資とする資産について、売却損益、評価損益（その他有価証券に係る評価差額を除く。）又は減損が発生した場合、指定純資産区分に計上する。なお、配当金・利息（以下、「配当等」という。）については、指定純資産を原資とする資産から生じたものであっても、一般純資産区分の収益として計上する。

135. 一般純資産を原資とする資産について、配当等、売却損益、評価損益（その他有価証券に係る評価差額を除く。）又は減損が発生した場合、一般純資産の区分に計上する。

純資産区分に関わる注記

136. 基金については、期首純資産残高、当期受入額及びその内容、当期返還額及びその内容並びに期末純資産残高を注記する。

137. 指定純資産については、その内容を明らかにするために項目別に期首純資産残高、当期増加額、当期減少額、当期末純資産残高を注記する。指定純資産のうち、法令で定める指定寄附資金に該当するものについては、その受入年度別に残高及び使用見込みを注記する。

第13. 収益

収益の認識要件

138. 収益の認識にあつては、以下の三要件全てを満たすこととする。

- (1) 取引その他の事象の結果、公益法人が経済的資源に対する権利を得る（資産の増加）、または、経済的資源を移転する義務から解放される（負債の減少）こと。
- (2) 取引その他の事象が取り消される可能性が極めて低いこと（以下「確実性」という。）。
- (3) 取引その他の事象により得る権利又は解放される義務を信頼性をもって貨幣額によって測定できること（以下「測定可能性」という。）。

交換取引収益と非交換取引収益

139. 公益法人の収益には、交換取引収益と非交換取引収益とがある。

交換取引収益

140. 交換取引収益は、契約に基づく財の販売又はサービスの提供（反対給付）によって発生し、公益法人が受け取ることとなる経済的資源は、公益法人が提供する財又はサービスの価値とおおむね同等となる。

交換取引に係る収益認識の原則

141. 交換取引においては、約束した財又はサービスの受益者への移転を当該財又はサービスと交換に公益法人が権利を得ると見込む対価の額に応じて、収益を認識することを原則とする。

142. 前項の原則に従って収益を認識するために、次のステップを適用する。

- (1) 交換取引相手との契約及び履行義務の識別
- (2) 取引価格の算定及び履行義務への配分
- (3) 履行義務の充足による収益を認識

契約及び履行義務の識別

143. 交換取引収益の認識に当たっては、あらかじめ当該取引について交わされた契約、公益法人の履行義務及び移転される財又はサービスに関する各当事者の権利等を識別する。

144. 契約は、書面、口頭、取引慣行等により成立する。

取引価格の算定及び履行義務への配分

145. 取引価格とは、財又はサービスの交換取引相手への移転と交換に公益法人が権利を得ると見込む対価の額をいう。取引価格の算定に当たっては、契約条件や取引慣行等を考慮する。

146. それぞれの履行義務（又は別個の財若しくはサービス）に対する取引価格の配分は、財又はサービスの交換取引相手への移転と交換に公益法人が権利を得ると見込む対価の額に応じて行う。

履行義務の充足による収益の認識

147. 財又はサービスに対する支配を交換取引相手に移転することにより当該履行義務

が充足した時に、収益を認識する。財又はサービスに対する支配とは、その使用を指図し、それによる便益のほとんど全てを享受する能力をいう。

取引価格に基づく収益の額の算定（測定）

148. 履行義務を充足した時に、又は充足するにつれて、取引価格のうち、当該履行義務に配分した額について収益を認識する。

交換取引収益の資源流入区分

149. 原則として、交換取引収益である財又はサービスの提供による収益は一般純資産の区分に分類される。ただし、財又はサービスの提供によって生み出される収益による収入を特定目的の支出に充てる取決めがある場合には、当該収益は交換取引収益とせず非交換取引収益とする。

簡便的な方法

150. 会計監査人設置法人以外の法人は、上記第138項から第148項に定めた収益の認識に係るステップに係わらず、取引相手への財又はサービスの移転と現金、現金同等物や未収入金等の対価の取得により、収益を認識することができる。

非交換取引収益

151. 非交換取引収益は、寄付金（現物寄付を含む。）、補助金、助成金など公益法人が当該収益と同等の価値（反対給付）を提供することなく、経済的資源を受け取る場合に発生する。

非交換取引に係る収益認識及び資源流入区分

152. 非交換取引においては、原則として、公益法人は資源提供者への財又はサービスの提供といった契約上の義務無しに、現金、現金同等物、請求可能な債権といった経済的便益に対する権利を得ることから、収益認識の要件である確実性、測定可能性の要件を満たしている場合には収益として認識する。

提供された資源の用途についての制約がない場合は、当該資源を受領する権利の確定後であれば、当該資源に対して自由な裁量権を有している状態であり、資源に対する権利の支配があるといえる。そのため、用途の制約のない経済的便益に対する権利の発生及び収益の認識要件を満たした時点で一般純資産区分の収益として認識する。

提供者による用途の制約がある資源は、当該資源を受領する権利の発生及び収益の認識要件を満たした時点で当該制約の下で裁量権を有する状態となり、資源に対する権利の支配があるといえることから指定純資産区分の収益として認識する。

第14. 費用

153. 費用について、寄付等の用途の制約を受ける資源が費消された場合には、財源区分別注記における指定純資産区分の費用として計上し、事業収益等の自ら用途を決定できる資源が費消された場合には、財源区分別注記における一般純資産区分の費用として計上する。

以上